

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年7月8日付・保医発0708第1号・令和3年7月8日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎保険適用の測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
インターロイキン-6 (IL-6)	170点	区分番号「D008」 内分泌学的検査 (生化学的検査Ⅱ)

全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、170点を一連の治療につき2回に限り算定する。

なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

下線部の測定方法が追加されました。

●CLIA法については弊社受託未定

ECLIA法のご依頼については、弊社営業担当にご相談ください。